

期限を守って納めましょう

税金はみんなで社会を支えるための「会費」ともいえるものです。指定された期限を守って納めましょう。

休日納税窓口を開設 相談も受け付けます

町では、病気や失業などの理由で期限内に納めることができない方や、仕事の都合などで平日に納税相談に訪れることができない方を対象に、休日納税窓口を開設します。町税の納付のほか、納税に関する相談もできますので、どうぞご利用ください。

◇日時 11月6日(土) 7日(日) 午前9時～午後5時

◇場所 町税務課収納対策室(役場1階9番窓口)

預貯金など滞納処分 9月末で680万円

滞納額が大きい人や納税についての相談がない滞納

者に対し、現在町では預貯

金や売掛金などを差し押さえ、滞納処分を実施しています。本年度は9月末現在で、48件680万円を差し押さえました。差し押さえによる滞納処分は、預貯金と売掛金のみとしていましたが、本年度からは動産(電器製品やバイクなど)についても公売により滞納処

分を行うことにしています。

【公売とは】：財産を差し押さえて公に売却する処分のことです、その売却代金は滞納している町税に充てられます。

差し押さえた動産の第1回公売会を実施

差し押さえた動産の「第1回公売会」を行います。▽公売物件 スロットマシンほ

か

▽日時 11月25日(木)

午前10時～10時50分

▽場所 役場3階ホール

▽公売方法 入札

※滞納者が町税を完納した場合には、公売が中止となる場合もあります。

◆公売財産下見会を行います

差し押さえた公売財産の下見会を行います。希望する方は、町税務課収納対策室までお問い合わせください。

▽日時 11月24日(水)

午後1時～5時

▽場所 役場3階会議室

◆問い合わせ 町税務課収納対策室(☎82-3111内線15、116)へどうぞ。

宮古税務署からのご案内

◆問い合わせ 宮古税務署(☎62-1921)へ。

11月11日～17日 税を考える週間

11月11日から17日までは、「税を考える週間」です。この機会に税の仕組みなどについて考えてみませんか。税理士による無料相談を開催しますので、お気軽にご利用ください。

▷期日 11月12日(金)

▷場所 各税理士事務所

年末調整説明会を開催

平成22年分の年末調整の仕方や法定調書・給与支払報告書の提出方法などについて説明を行います。税務署から送付された年末調整関係書類をご持参の上お越しください。

▷期日 11月18日(木)

▷時間 ①午前10時～正午 ②午後2時～4時

▷場所 宮古市民文化会館大ホール

所得税決算説明会を開催

個人の方を対象とした決算説明会を開催します。青色申告の方は、税務署から送付された決算関係書類をご持参の上会場までおいでください。

青色申告の方

▷日時 12月6日(月) 午後1時半～3時半

▷場所 町中央コミュニティセンター

白色申告の方

▷日時 12月10日(金) 午前10時～正午

▷場所 宮古合同庁舎(宮古市小山田)

相続などでの生命保険金の 税務取り扱いが変わります

遺族の方が年金形式で受給している生命保険金の所得税上の取り扱いが変更となりました。相続税の課税対象となった部分については、所得税が課税されないこととなります。これにより、平成17年分から21年分までの間に、年金の所得による所得税を納めた方は所

得税が還付されます。詳しいことについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。宮古税務署(☎62-1921)までお問い合わせください。

◆対象 相続や贈与などにより取得した生命・損害保険契約などに係る年金を受給している方

◆還付となる要件 対象の方が、生命保険金などの所得(雑所得)により所得税を納めた方

◆年金の種類 ▷年金形式で受給している死亡保険金 ▷学資保険の保険契約者が亡くなったことに伴い受給する養育年金▷個人年金保険契約に基づく年金